

平成20年度の中小企業施策

（中小企業庁）

平成20年度予算の政府案がこのほど閣議決定された。中小企業対策費は、政府全体で1760億円、このうち中小企業庁所管分は1304億円であった。

以下は中小企業庁所管分の概要。

▽「農商工連携」の促進103億円▽「頑張る小規模企業応援プラン」の促進90億円▽事業承継の円滑化25億円▽資金調達の円滑化207億円▽下請適正取引等の推進6億円▽地域中小企業の再生支援45億円

「農商工連携」の促進

- 地域産品による新商品開発等の支援 ▯ 地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した新事業や、農水産品を原材料として活用した新商品の開発等を支援します。
- IT活用による生産性向上・販売促進 ▯ 中小企業者・農業者がIT経営の実践を進めるための取り組みを支援するほ

か、直販サイトの立ち上げや電子タグなどを活用した生産・流通の効率化に向けた取り組みを支援します。

□ 地域産品の輸出促進 ▯ 地域産品の輸出促進のため、品目別輸出会議の開催、主要輸出品場における調査等を実施します。

□ 農商工連携に関する新規立法措置 ▯ 中小企業者と農林漁業者とが連携して行なう新事業活動を支援するため、中小企業者と農林業者との連携による事業活動の促進に関する法律案を提出します。また、農商工連携型の企業立地を促進するため、企業立地促進税制の対象業種に食料品製造業等を追加するなどの支援策の拡充を行い、企業立地促進法の改正案を提出します。

小規模事業者のサポート充実

- 財務会計の整備支援 ▯ ITを活用して、小規模事業者が記

帳を行い、経営力の基礎である財務会計を整備できるような支援します。財務状況や経営課題を明確化し、さらなる経営支援に活用します。

□ マル経融資の迅速化等 ▯ 財務会計を整備した小規模企業に対して、国民公庫によるマル経融資の迅速化、その他国民公庫融資の迅速化を行います。また、マル経融資制度の利便性を向上すべく、制度改革を行います。

□ 全国の拠点できめ細やかな経営支援 ▯ 全国300箇所、先進的な経営支援を行うモデル拠点を整備します。拠点には、コーディネーターを配置し、各分野の専門家企業に派遣するなど、ITや販路拡大等小規模企業が直面する経営課題に、きめ細かく対応します。

事業承継の円滑化

- 事業承継税制の抜本拡充
① 自社株式の相続税の特例措

置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅拡充
② 5年間、雇用を確保しつつ事業を継続し、その後、株式保有を継続すれば、最終的に納税が免除される。

*中小企業全般が対象です。現行制度のような株式総額要件はありません。中小企業基本法上の中小企業が対象です。

*新たな制度は、2008年秋から実施される予定です。
□ 専門家のサポート・融資制度の拡充 ▯ 全国100箇所に「事業承継支援センター」を開設します。センターでは、開業マツチング支援をはじめ事業承継について専門家がサポートいたします。

さらに、事業承継を支援する融資制度も拡充します。親族内承継、親族外承継を問わず、様々な事業承継の資金ニーズに対応できるようにします。

□ 事業承継円滑化のための新立法の制定 〓 事業承継を円滑化するための総合的かつ包括的な新規立法を通常国会に提出しました。新法には、経営者が後継者へ自社株式を円滑に承継することを可能にするための民法の特例や、事業承継時の金融支援、税制上の措置の枠組みといった内容を盛り込みます。

原油高騰・建築着工減への対策

【金融対策】

□ 政府系中小企業金融機関によるセーフティーネット貸付や信用保証協会のセーフティーネット保証を実施しています。

□ 政府系中小企業金融機関や信用保証協会に係る既往債務については、個々の中小企業者の実情に応じて、返済条件の緩和を行なっています。

□ 建築関連におけるセーフティーネット保証の対象業種については、平成19年11月に関連15業種の追加を行い、影響の広がりを踏まえて12月に、新たに20業種（左官工事業、電気

工事業、管工事業等）を追加しました。

【下請適正取引等の推進】

□ 原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、検査を積極的に実施し、厳正に対処します。

□ 原油高に伴う下請事業者への配慮等を、関係事業者団体等に要請しています。

【特別相談窓口】

□ 政府系中小企業金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、各経済産業局に特別相談窓口を設置し、相談に応じています。

金融サポートの充実

□ マル経融資の迅速化・利便性向上（小規模事業者のサポート充実を参照）

□ 売掛債権の早期現金化支援 〓

手形取引が減少する中で、運転資金不足を克服できるように、事業者が売掛債権を早期に現金化できるよう支援する制度を新設します。

□ 予約保証制度の創設 〓 急な資金ニーズに対応できるように、

保証枠を予め確保する予約保証制度を創設します。

□ 新規立地・企業再建に対する

低利融資 〓 中小企業の新規立地に対する低利融資制度を創設します。また、中小企業の企業再建に対する融資の金利を引き下げます。

下請適正取引の推進

□ 下請適正取引推進センターの

整備 〓 中小企業者の「駆け込み寺」機能を持つ「下請適正取引推進センター」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を行います。

□ 取締りの強化、体制の充実 〓
（下請適正取引等の推進を参照）

平成19年12月11日、同法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、中央会等の商工団体に対して、公取委事務総長と中小企業庁長官の連名で要請を行いました。

□ 検査体制を強化し、事業者

に対する書面調査を増大する等、下請代金法違反事件処理体制を強化します。

原油高の価格転嫁について周知徹底を行いました。

地域中小企業の再生支援の強化

□ 中小企業再生支援協議会の機能

強化 〓 発足以来、約1万3000社の相談に応じ、約1600件の再生計画策定支援を完了し、10万人以上の雇用を確保する等、着実な実績を積み上げてきた協議会の機能を更に強化し、本格化する地域中小企業の再生ニーズに対応します。

□ 各協議会の活動支援の強化 〓

中小企業再生支援協議会の支援体制を拡充し、各協議会の活動支援を強化します。

□ 信用保証協会との連携 〓 再生局面において主債権者となるケースが多い信用保証協会と再生支援協議会との連携を強化するとともに、信用保証協会の再生支援機能を充実します。